

# アジア・太平洋戦争と戦後教育改革 (12)

ポツダム宣言の受諾

山下 祐志

## Some Considerations on the Asia-Pacific War and the Educational Reforms of Postwar Japan (12)

Acceptance of the Potsdam Declaration

Yuji YAMASHITA

### 一、序 論

一九四五年四月に太平洋の両側で誕生した日米の二つの政権は、それぞれに前政権の方針に基本的な変更を加えて終戦をもたらした。両国政府と両国民の間には、政策変更にも強く反対する勢力が存在した。米国における「無条件降伏」遵守派と日本における「徹底抗戦」派である。トルーマン大統領と鈴木首相はそれらの立場を顧慮し、国内的分裂を回避しつつ政策変更による終戦の途を開いた。そのぎりぎりの妥協点が「ポツダム宣言」であった。米国政府としては譲りすぎという批判を浴びながら行った譲歩の限界であり、日本側にとっても受諾は、最終的に天皇の「御聖断」に委ねられた苦渋の選択であった。

だがしかし、トルーマン大統領は七月二十五日の日記に、日本がポツダム宣言を受諾しないことを確信している、と書いている。意図的に十二条を修正されたポツダム宣言は、それ自体で日本の降伏を誘引するというよりも、むしろ原爆投下後に投下を合理化し、あるいは原爆投下と組み合わせられて日本の降伏をもたらす効果を期待されたのである。このことは、別の面からも重要な意味を持つてい

る。すなわち、「ポツダム宣言」発表の翌日、ワシントンの國務省内で極東地域委員会「FEAC」が開かれ、この声明について次のような検討が行われていたのである。

議長ブレイクスリーがまず、「この声明が日本に受諾されれば、厳密には日本の無条件降伏はなくなり、連合国は日本における最高権力を得られなくなるであろう」「もしこれらの条件が日本によって受諾されれば、われわれの文書のうち四分の三は修正する必要が生ずると信じる」と分析した。ポートンも同意して、「第十三項が『日本全軍隊』の無条件降伏を特に語っている以上、どうして最高権力を得ることができようか」と続けた。他に、第六、七、十項から、これら条項を実施する責任は日本政府自身にあると判断された。かくして会議は、この声明が受諾されなかった場合にのみ、連合国は日本に対する完全な権力を得ることができると結論づけられるに至った。

日本派ですら、「ポツダム宣言」が日本に対してソフトすぎると感じたことすれば、國務省幹部会が怒りを露にしたとしても不思議ではあるまい。「ポツダム宣言」は、介入慎重論を復活させたのである。日本国家の主体としての政府を破壊することを慎み、占領下においても存続する日本政府が、戦後変革の実施者の役割を認められた。その意味で、占領の程度は格段に軽減されたのである。「無条

件降伏」するのは「全軍隊」のみとなり、国家としての日本は「記された条件」において降伏することが明瞭となった。一九四四年段階の介入変革論の風の中で、勝者が直接手を下そうとしかかる政策内容を断行する方向に傾いていたが、それをポツダム宣言は、日本政府を通して行うように戻したのである。ために彼らは、「國務長官宛の意見書」を送ることを決定し、米首脳部の方針変更に歯止めをかけようと画策した。<sup>3</sup>

しかし一方で、当時の米・英紙には、無条件降伏の筋を通すこと以上に、早期終戦を切実に待望する声が多く取り上げられており、また米首脳部層の間でも、戦後の政略の都合上、無条件降伏に固執することに対して疑義が投げかけられるようになった。そして反面、豪州放送や重慶放送は無条件降伏方式に自信を深めているなど、連合国の意見は一致していなかった。他方、わが国首脳部にとっては、「皇室の擁護が出来さえすれば良い。本土だけでも我慢しなければならぬのではないか」という腹積もりは内心でできていても、その保障が得られない段階にあつては、ドイツやイタリアの前例からして、少しでも有利な条件を獲得するための外交の継続と、その時間稼ぎとしての徹底抗戦以外には道は残されていないかった。

そこで本稿では、「アジア・太平洋戦争と戦後教育改革」シリーズの一環として、「ポツダム宣言」の受諾経緯を振り返りながら、政策変更を醸し出した日米双方首脳部の、政治的・軍事的判断の一端を明らかにしたいと思う。

## 二、本論

ラジオ放送によってポツダム宣言を知った外務当局は、七月二十七日早朝、松本俊一次官を中心とした定例幹部会でこれを検討し、受諾止むなしの基本方針でまとまった。しかし未だ交渉の余地はありと見ており、ゆえに「この際黙っているのが最も賢明で、従って新聞にはノー・コメントで全文発表する様指導するのが適当である」との結論に達した。<sup>4</sup>そこで東郷外相は、その日の最高戦争指導会議構成員会議と閣議において、本宣言は有条件講和の申し出であり、今これを拒否するときは、きわめて重大な結果を来すおそれがあるから、しばらく意思表示をしないこととし、一方、対ソ交渉を推し進め、ソ連の出方を見極めた上、措置を決めるべきであると主張した。これに対し統帥部は、いずれ本宣言は世間に伝

わる故の際、断乎對抗する大号令を発せられるよう措置すべきであるとして譲らなかつたが、激論の末に外相の主張が通り、論説を入れずただニュースとして軽くあしらうておくことになった。<sup>5</sup>

ところが翌朝の新聞には、ポツダム宣言に関して豈図らんや、「笑止」「黙殺」などの見出しで一步踏み込んだ記事が掲載された。「朝日新聞」に至つては、「帝政府としては米・英・重慶三国の共同声明に関しては何ら重大な価値あるものに非ずとしてこれを黙殺すると共に、断乎戦争完遂に邁進するのみとの決意を更に固めている」と報じており、東郷外相は首相に注意を促した。経緯は不明であるが、何れにせよ、この日の新聞報道は「徹底抗戦」派を元気づけた。

すなわち七月二十八日、宮中において情報交換会議が開かれた際（東郷外相は他用のため欠席）、統帥部は更めて、本宣言をそのままにしておくことは軍の士気に関するところ大であるから、政府としてはこれを無視する旨を正式に発表するようにせられたい、と首相に対して強硬な申し入れが行われた。押し切られた鈴木首相はこれを容れ、その日の新聞記者団との会見において「私はあの共同声明はカイロ会談の焼直しであると考えている。政府としては何ら重大な価値あるとは考えない、ただ黙殺するだけである、我々は戦争完遂に飽く迄邁進するのみである」と答え、新聞報道の論調に追隨した。東郷外相は首相談を知るや、首相といえども閣議決定を無視すべきではないと強く抗議したが、時すでに遅く、連合国においては日本側の拒絶回答と解釈され、原爆投下やソ連参戦の恰好の口実を与えるなど、最悪の結果を招来していくことになる。そしてまた、国内的には次の如く「ポツダム宣言」を謀略的思想宣伝と見なし、祖国防衛のための玉碎精神を鼓舞する論調が勢いを盛り返してきた。<sup>6</sup>

① ポツダム宣言は、何れもカイロ宣言の拡大延長に外ならず、欧州戦の終末大東亜戦争の最終段階突入の世界情勢を背景として、多分に謀略的要素を有するものであることはいふまでもない。

② ポツダム宣言は、その席上に顔を出したチャーチルはすでに英国民から戦争指導者の地位を追はれ、蒋介石は電話による事後承諾といふからは欧米のトルーマン一人の猿芝居のせりふとみてよからう。しかし、戦争はいよいよ本土決戦といふ最終段階に突入した。武力戦と並行して思想宣伝戦、生産戦が熾烈に行はれ文字通り赤裸々な近代戦の実相を示している。この対日声明なるものもその一つであるがこれに対処し勝抜くためには毅然たる必勝の信念を堅持し最後まで頑張り抜く不撓不屈の精神こそ勝利へ

の道である。本土がすでに決戦場と化し、一人の戦列離脱者もあつてはならない今日、傍観的な言動を一人だつて許してよいものだらうか。戦意弱き国家の悲劇は一部国民の士気が低下しはじめた時に執拗に働きかけてくる敵の思想宣伝戦にひつかかつた時すでにその一歩を踏出しているのだ。

③ つひにこんどはをこがましくも「対日降伏条件」と銘打つボツダム公表まで持ち出した。その手に乗るわれらでは断じてないが、長期戦下日々の生活が深刻化し、そのうへ昨今のやうに空襲の度が全国的に激化してくるとよほど心のネチをまかぬかぎり、敵の放つ謀略の手に、いやその前に各自めいめいの持つ人間的弱さについて負けさうになりがちだ。今こそ彼らの謀略を完封しデマを破砕せねばならぬときである。

例によつて、チクハグな対応で自ら袋小路に陥つたわが国政府は、なす術もなくソ連からの返答を待つばかりであり、外務省職員をやきもきさせた。加瀬俊一駐スイス公使は七月三十日、本省宛電報で、①ボツダム宣言は、日本民族が死をもつて擁護しつつある国体の下に国家生活を営み行く基礎を認むる配慮を示すなど、われの面子保持を色々なる点で考へたる形跡が看取される、②さりながら、かかる便宜は、独の如く完全敗北の場合は最早や存在せざるに至る危険あることを察せざるべからず、と今こそ最終戦の好機であることを伝えてきた。同日、佐藤尚武駐ソ大使もまた、ボツダム宣言に関する外地の様子を次のように打電し、ソ連を仲介とする和平工作の継続に疑問を呈した。

① ボツダム宣言は、我方特使派遣計画に関係あることも略推知し得る所なり、即ち去る十三日始めてソ側に申入れたる特使派遣問題はボツダムにおける米英首脳者にも夫れとなく伝はりたるものとして考へざるを得ず、これに対し米英支三国の態度を明確に表明せんとしたるものが今回の共同宣言なりと推断すべきものと思考す。何れにするも日本側の妥協平和締結工作の気配を嗅付けたる上のことなりとなさざるを得ず。

② ボツダム宣言は、米英が日本の即時無条件降伏を強要し且つ宣言記載の条件緩和の意思なきことを明記している。スターリンにおいても、この点に関する米英の意思到底動かすべからざるを観破せば我方申入の特使問題は承諾し得ることとなる。しかも、スターリンもまた日本降伏の暁満州、支那、朝鮮等に関し充分米英支に重庄を加へ自己の主張貫徹の見込を立て居るべく、又事実その実力を有する訳なれば今好んで日本と協定をなし置く必要皆無となすべしと想像せらる、此の点貴方御観察と当方面の実際と

は甚しく食違ひ居るやに見受けらる。

③ なほ豪州外相エバートは、共同宣言が独に對し執りたる連合国の態度に比し、日本に對して一段寛容なる傾向ある点において反対なりと述べたる趣(二十日BBC)は戒心を要すべし。

事実、同日午後五時、ロソフスキー外相代理に面会し更めてソ連政府の戦争終結に関する斡旋依頼の返事を求めた佐藤大使に、ロソフスキー代理は「スターリン人民委員会議長もモロトフ人民委員も俱に伯林滞在中に付御返事までに若干の時日を要するは已むを得ざる所にして」「未だその運びに至らず」と消極的返答に終始したが、それでもなお日本側の意向を「伝達方努力すべし」と含みは残しておいた。そのため、東郷外相は八月二日、次のような文面で政府方針の継続を佐藤大使に指示した。

① 佐藤大使の意見は、本大臣においても良く了解し得る処なるが、何分にも太平洋の戦局急迫し敵の本土上陸前戦終末を取運ぶが為には余日幾許もなき一方国内においては一氣に具体的和平条件を決定するの困難なるは御推察に難からざるべし、差当りは大御心に從ひ戦争終結のためソ連にあつ旋を申出て具体的条件は日、ソ間の問題と共に御上の信任厚き近衛公をしてソ連首脳部と話を遂げしめんとするに一致し居る政府統帥部の最高幹部の意向によりとに角特使派遣のことに決し右事態確定に伴ひ具体的条件に付各方面の意向を取まといむることに努力中なり。その場合ボツダム宣言を我方条件考究の基礎とし度き所存なり。

② 従て刻下の急務はソ連側をして特使派遣に同意せしむることにありて、御上におかせられども本問題の推移に深き御軫念を有せられ総理、軍首脳部も目下此一点に関心を繋ぎ居る次第なり。

③ 就いては右の事情篤と御考量の上御意見の次第はあるも何とかソ連側をして特使派遣に對する熱意を起さしめこれを受諾せしむる様此上とも御努力願ひ度く、ソ連側の拒否的答ありたるときは直にモロトフと会見し、再応ソ連側の考慮を求め速かなる回答を取付けらるる様一層の御努力を得度し。

わが国政府の時差ボケに苛立つ佐藤大使は、折り返し打電し、「敢て卑見を呈すと断つた上で、①ソ連政府が戦争終結の斡旋を引受くると否とにかかわらず、今次の大東亜戦終結の為にはボツダム宣言がその基礎たるべきこと最早動かし難き所、②先の加瀬公使の考察は極めて中正妥当の觀察と思考せられ、③而して日

本の平和提唱の決意が一日も早く連合側に通達せらるれば夫れ丈条件緩和の度を増すこととなる道理なるに反し、もし政府軍部の決意成らず在再日を空うするにおいては日本全土焦土と化し帝國は滅亡の一途を辿らざるを得ざるべし、④今や國家は滅亡の一步前にあり此等戦争責任者が真に愛國の士として從容帝國の犠牲者となるも真に己むを得ざる所とすべし、とまで言い切った。

ポツダム宣言発表以来、これといった策を打ち出せないまま、一途にソ連の回答を鶴首していたところ、八月六日午前八時過ぎ広島に原子爆弾が投下された。七日朝、米側ラジオはトルーマン大統領の声明として、「六日広島に投下した原子爆弾は戦争に革命的な変化を与えるものだ。日本が降伏に応じない限り、さらに他の場所にも投下する」と伝えてきた。しかし、わが国軍部は原爆の開発は技術的にまだ不可能と信じていたこともあり、敵の謀略宣伝かも知れぬと主張して発表を禁じた。原爆であることが確認された(八日夕刻)後にも、軍部は国民の反応を恐れ、事実を覆い隠そうと画策した。すなわち、公的に「原子爆弾」との発表は終戦までなく、「新型の特殊爆弾」と銘打ったまま、トルーマン声明に「迷ふことなく各自はそれぞれの強い敵気心をもつて防空対策を強化せねばならぬ」とか「新型爆弾決して怖るに足らず」と逆宣伝に躍り上がった。

国民に事実を隠蔽したまま、いち早く八日午前、東郷外相は宮中地下室で天皇に原爆についての外国報道の詳細と、「ポツダム宣言」を受諾するよりほかないとの判断を上奏した。天皇は、「この種武器が使用せらるる以上戦争継続は愈々不可能となるにより、有利なる条件を得んがために、戦争終結の時期を逸するは不可なり」、「成るべく速かに戦争の終末を見るよう努力せよ」と沙汰を下した。外相はその足で鈴木首相を訪ねて、天皇の言葉を伝えると、二人は最高戦争指導会議を開いて早急に対応することで合意した。

同日午後五時、モスクワの佐藤大使は、ポツダムから帰ったモロトフ外相とよくやく会見を許された。モロトフ外相は、和平依頼の返答を求めに赴いた佐藤大使の発言を制して、わが国がポツダム宣言を拒否したために、ソ連政府は連合国の要請を受けて「明日即ち八月九日よりソヴェート聯邦が日本と戦争状態に入る旨宣言する」と対日宣戦の布告文を読み上げた。原爆投下に対して、ソ連政府はわが国よりも機敏に対応し、予定よりも六日早い参戦であった。佐藤大使はただちに本省宛至急電を打ったが、それはソ連政府に妨害されて届かなかった。数時間後、ソ連極東軍は国境を越えて満州に侵入し、関東東軍に襲いかかった。ここに、ソ連に託した和平工作の一縷の希望は、もの見事に吹き飛んだ。

九日午前四時ごろ、モスクワ放送は突如対日宣戦布告を報じ、外務省ラジオと同盟通信がこれをキャッチした。午前五時、迫水書記官長がこの報をもって鈴木首相のもとに駆けつけた。和平のタイミングを待ち受けていた首相は、「いよいよ来るものが来た」と静かにつぶやいた。同じく近衛公は、ソ連の参戦を「まさに天佑であるかも知れん」と語っている。書記官長は、①内閣総辞職、②ポツダム宣言受諾、③対ソ宣戦と戦争の継続、の三案を対応策として提示したが、首相は自己一身の全責任を以て戦争の終局を担当しようとして決意し、手配を命じた。

構成員のみによる最高戦争指導会議が、九日午前十一時近くに始まった。鈴木首相は、原爆投下とソ連の参戦によって「ポツダム宣言」を受諾するはかなくなつたと思われるが、意見を聞きたい、と切り出した。重苦しい空気の中で、さすがに誰一人「ポツダム宣言」受諾に対し、全面的に反対する者はいなかった。東郷外相は国体護持のみを条件として受諾することを説き、米内海相がこれに賛同した。阿南陸相と梅津参謀総長は、国体護持の他に、①戦争犯罪人の処罰に關しては日本側代表をも裁判に加えること、②武装解除は日本側で自発的に行うこと、③占領軍の進駐は、出来るだけ小範囲小兵力で短時に制限すること、の三条件を加えるよう主張し、豊田軍令部総長がこれに賛同した。その直後に、今度は長崎に原爆が投下されたとの知らせが入った。

さりながら、午後二時半から十時まで、休憩を挟んで二回にわたって行われた臨時閣議においても、同じ議論が繰り返された。席上、阿南陸相は米軍捕虜の言として、「原子爆弾はなほ百発あり」「次は東京である」ことを紹介しつつ、それでもひるむことなく「死中活を求むる戦法」を主張したのに対し、米内海相が「一か八かとにかく戦ひつづけるのがよいか、極めて冷静に合理的に判断すべきである」と反駁する場面も見られ、戦略上の不一致を露呈させた。明治二十二年に定められた内閣制度は、政府の意思決定のため閣僚の全員一致を条件としていたから、内閣総辞職を提案する閣僚も出た。しかし鈴木首相は決然としてこれを斥け、決定の遅延と総辞職の双方を回避するため、御前会議を開催してこれを斥け、仰ぐという異例の手続きをとることを決意した。木戸内府を中心とする和平(終戦)派の要人が、すでにその根回しを進めていたのである。

午後十一時五十分、宮中の防空壕内の一室において、天皇臨席のもとで最高戦争指導会議が開催された。本来の構成員の他に、特に平沼枢密院議長が出席者に加えられ、幹事として内閣書記官長、陸海軍省軍務局長、内閣総合計画局長官の四名が陪席した。会議には、「ポツダム宣言」の外務省訳文と、「甲案」(外相案)

及び「乙案」(陸相案)のプリントが配布された。ここでも、鈴木首相を除く参加者の意見は三対三に割れた。時間はすでに十日午前二時であった。鈴木首相は突如立ち上がり、「すでに長時間にわたり審議せられ、意見の一致を見ざるは甚だ遺憾である。事態は重大にして一刻の猶予も許さない。このうえは恐懼にたえぬが御聖断を仰ぐの外なし」と語ると玉座の前に参進した。天皇は首相を席に戻すと、「外務大臣の意見に賛成である」と裁断を下した。そして、一同が恐懼している前で言葉を選び、その理由を次のように説明している。

従来勝利獲得の自信ありと聞いて居るが、今迄計画と実行とが一致しない、又陸軍大臣の言ふ所に依れば九十九里浜の築城が八月中旬に出来上るとのことであつたが、未だ出来上つて居ない、又新設師団が出来ても之に渡す可き兵器は整つて居ないとのことだ。之ではあの機械力を誇る米英軍に対し勝算の見込なし。

朕の股肱たる軍人より武器を取り上げ、又朕の臣を戦争責任者として引渡すことは之を忍びざるも、大局上明治天皇の三國干渉の御決断の例に倣ひ、忍び難きを忍び、人民を破局より救ひ、世界人類の幸福の為に斯く決心したのである。

官中地下で御前会議のあと、十日午前三時からの首相官邸における閣議決定により、「御聖断」を正式の政府決定とする手続きが完了した。外務省は十日午前七時から続けざまに、「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることを了解の下に、帝國政府は右宣言を受諾す。帝國政府は右了解にして誤りなきを信じ、本件に関する明確なる意向が速かに表示せられんことを切望す。」と、スイス及びスウェーデンに向けて発信した。

十日午後二時から閣議が開かれ、ポツダム宣言受諾に関する公表問題が論議された。閣僚の意見は、すぐに公表すべしとの案と、少しづつ小出しに知らせるべきだとの案の二つに分かれた。だが、結局ポツダム宣言受諾の勅語が出されるまで、交渉については何も発表しないこと、この間、少しづつ国民の気持ちを終戦の方向へ向けること等が決定された。そして取りあえず、わずかにこれをおわすが如き「下村情報局総裁談」が発表されたが、一方で同時刻、全軍玉砕の覚悟を促す「陸軍大臣布告」が、阿南陸相の目通しなしに各新聞社に配布された。統帥は政治には従属せずとする陸軍伝統の考えの前に、閣議決定はいとも簡単に無視され、新聞社の方が二つの記事を並べて掲載することにためらいを感じたと言われるが、外相も陸相も沈痛な面持ちでこれを静観するのみであった。

而して、ほとんどの国民は全く真相を知らされないまま、恐るべき「新型の特種爆弾」にこの次狙われるのは自分達の都市ではないかとの恐怖心にとりつかれながらも、ひろがる絶望と葛藤しつつ必勝の信念を奮い立たせて、空腹と疲労に耐え懸命に働いていた。なお、情報局総裁談と陸相布告は、同盟通信社の長谷川才次海外局長によつて差し止められ、外国には報道されなかった。のみならず逆、同盟通信社のモールズ放送は外務省筋の要請を受けて、ポツダム宣言受諾の海外放送を敢行した。一部有志による意表を突いた海外放送は、発信後二時間にしてまずアメリカに影響を与え、数時間後には全世界に波及した。果たしてこの放送を聞くと、フィリピンその他の太平洋諸島に在った米陸海軍の将兵は歓喜して大祝賀会をやり、南京では爆竹で戦勝を祝うなど、世界は興奮の渦に巻き込まれた。

十一日朝になると、各国の放送局からこれを打ち返してきたので、陸海軍当局の知るところとなつた。そもそも、この頃からポツダム宣言をめぐる閣議や最高戦争指導会議の内容が、慌ただしい政府要人の来往と共にようやく世間に漏れ、おおわれない人心の不安動揺が感ぜられ出した。天皇の御聖断を広く国民に知らせないで、これを長く隠していると、軍の内部の和平反対者達が策動を起こす恐れがある。一刻も早く国民に周知せしめて、策動の余地のないようにしなければならぬと考へられた。すでに、木戸内府、松平内府秘書官長、石渡首相、下村情報局総裁によつて、天皇ご自身によるラジオ放送が考案されており、十一日午後三時五十分、木戸内府は拝謁して右の趣旨申し上げたところ、天皇は即座にこれをお許しになった。

米政府高官は、アメリカ東部時間十日午前七時、日本政府の申し入れを知つた。まだ正式の文書は届いていなかったが、トルーマン大統領は、リーヒ統合参謀本部議長と主要三長官、すなわちバーンズ、ステイムソン、フォレストルを午前九時に集めた。ステイムソン陸軍長官とリーヒ議長は、流血を止め日本兵の平穏な降伏を得るために天皇が不可欠と考へ、日本政府の要請を認めるよう説いた。これに対してバーンズ國務長官は「われわれが、何故無条件降伏の要求から後退しなればならないのかわからない。われわれの要求は、(原子)爆弾を使わない前に、またソ連も参戦しない前に日本に提出したものである。『今になって』もし何かの条件を、受諾しなければならぬならば、その条件は、日本側からではなく、アメリカの方から提出するようにしたいものだ」と主張した。フォレストル海軍長官は、「われわれは肯定的な返答をしてよいと思う。ただ米国の意図と立

場に完全に一致する言葉づかいをするよう留意すべきであらう」と述べた。

日本からの正式の照会文が届くのを待つ間、フォレスト長官の語った線に沿って返書を起草しよう、大統領はバーンズ長官に求めた。バーンズ長官は國務省に戻り、ベンジャミン・コーエンらの助けを借りて返書の起草にとりかかった。対日返書草案は、十日午後二時の閣議において承認され、三時四十五分に英ソ支三国の同意を得べく打電された。英国はすぐに同意の打電を行ってきたが、ソ連は戦争継続が利益と考えており、日本が条件を付けようとしていることを難じた。しかし翌未明、反対意見を撤回し、代わりに最高司令官を米ソから各一名づつ出す方法を提案してきた。これに対してハリマン駐ソ大使は、「米国は日本と四年間も戦ってきました。ソ連は参戦してまる二日です。最高司令官が米国以外の者になるのは考えられないことです」とたしなめ、結局ソ連政府は譲歩せざるを得なかった。出先大使による越権行為ではあったが、これによって、米国政府は最高司令官問題を面倒にせずすんだことは間違いあるまい。

米側の外交勝利により八月十一日正午、バーンズ長官名の連合国の返書がスイスに向けて打電された。翌十二日零時四十五分、外務省は米英ソ支四国の対日回答文を傍受した。懸案の「国体護持」については、真正面からの回答はなかったが、それだけに、渋沢信一条約局長は下田第一課長の協力を得て、問題の箇所たる第一項及び第四項の翻訳に注意した。第一項の「subject」は、敢えて「制限の下にあり」と意識し、ついで第四項は、単に天皇の下における政府の形態であるかの印象を与えるように、「日本国政府の確定的形態」、さらに「最終的の日本国政府の形態」と訳し、天皇を含む国体を思わせしめるが如き政治形態又は統治組織の語を避けた(表1)。それでも、天皇と日本政府が最高司令官に「従属」するのは帝国の風国化を意味する、政治形態を国民の自由意思により決定するのは国体にもとる……と、強硬論渦巻く陸軍だけでなく、海軍軍令部や平沼枢密院議長からも猛反対運動を展開した。こうした勢力を背景に、八月十二日午前八時三十分頃、梅津・豊田両総長は同道参内して、連合国回答文に関する統帥部の見解(表2)を上奏した。

形勢はかくて、再び逆転の兆しを示し始めた。而して、八月十二日午後三時より閣僚懇談会が開かれた際、阿南陸相が連合国回答文を再照会すべしと主張すると、ついに鈴木首相までもがこれに同調する始末となり、追い込まれた東郷外相は、公電未到を理由に論議を十三日に持ち越すことに導いたが、外務省職員に辞意を漏らすほど弱気に傾く一幕もあった。

表1 バーンズ回答文

「ポツダム」宣言ノ条項ハ之ヲ受諾スルモ右宣言ハ 天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ諒解ヲ併セ述べタル日本政府ノ通報ニ関シ吾等ノ立場ハ左ノ通り

降伏ノ時ヨリ 天皇及日本政府ノ国家統治ノ権限ハ降伏条項ノ実施ノ為ソノ必要ト認ムル措置ヲ執ル連合軍最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス 天皇ハ日本政府及日本帝国大本営ニ対シ「ポツダム」宣言ノ諸条項ヲ実施スル為必要ナル降伏条項署名ノ権限ヲ与ヘ且之ヲ保障スルコトヲ要請セラレ又 天皇ハ一切ノ日本国陸、海、空軍官憲及何レノ地域ニ在ルラ間ハズ右官憲ノ指揮下ニ在ル一切ノ軍隊ニ対シ戦闘行為ヲ終止シ、武器ヲ引渡シ及降伏条項実施ノ為最高司令官ノ要求スルコトアルヘキ命令ヲ発スルコトヲ命スヘキモノトス

日本政府ハ降伏後直ニ俘虜及抑留者ヲ連合国船舶ニ速カニ乗船セシメ得ベキ安全ナル地域ニ輸送スベキモノトス最終的ノ日本国ノ政府ノ型態ハ「ポツダム」宣言ニ遵ヒ日本国民ノ自由ニ表明スル意思ニ依リ決定セラルベキモノトス連合国軍隊ハ「ポツダム」宣言ニ掲ゲラレタル諸目的ガ完遂セラルル迄日本国内ニ留マルベシ

注：「戦後日本教育史料集成」編集委員会編「戦後日本教育史料集成」第1巻より作表。

一方、同時刻、在京皇族会議が招集され、皇族が一致協力して天皇をお助けすることが誓約された。また、米内海相は豊田軍令部総長と大西次長を呼んで、上奏文の件を質し、既に御聖断があつた以上絶対であつて、如何なる困難があつても思召に副うように万全を尽くすべきであると一喝した。彼らの毅然とした後方支援によつて、天皇の翻意を促そうとする執拗な裏工作は、ひとまず食い止められた。そこに、スウェーデンの岡本公使より八月十三日午前二時十分、緊急電が外務省に届いた。それは、天皇制問題に関する米、英、ソ間折衝の経緯を伝え、連合国回答文は、ソ連の反対を押し切つた米側外交の勝利というべきもので、実質的には、日本側条件を是認したものであるというのであった。

岡本公使からの朗報は、外務当局の主張に客観的基礎を与えるものであり、昨日の空気は今朝になって急に明るくなつてきた。午前九時からの六巨頭会議は、外相、首相、海相対陸相、陸、海両総長の間に受諾説と再照会説とが激しく闘わされたのみであつたが、午後四時近くに始まつた閣議は、様相が一変した。鈴木

表2 参謀総長及軍令部総長連立上奏文

サンフランシスコ放送により米、英、ソ連及支那四ヶ国を代表するバーンズより瑞西政府を通じ帝國政府に通告し來れる覚書の内容を承知致しましたので、茲に謹みて右覚書に対する統帥部の所信を申し上げ度く存じます。

統帥部と致しましては、本覚書の如き和平条件は断乎として峻拒すべきものと存じます。即ち覚書第一項に依れば「日本の降伏の瞬間より日本天皇及日本政府は降伏条件を履行に移す為必要と認めらるべき措置を執るであらうところの連合国最高指揮官に從属さるべきものとす」とありますが、此の如きは申すも畏れ多きことながら帝國を属国化することに外ならないのでございまして、断じて受諾し難きこと勿論であります。尚覚書第二項の全陸海軍の武装解除及第四項の国民の自由意志に従ふ政体の樹立、第五項の日本国内に於ける連合国軍の駐屯等孰れも絶対受諾し難きことは嚮に参謀総長より申し上げたる通りでございます。

右覚書を通見致しまするに、敵国の意図が名実共に無条件降伏を要求し特に國体の根柢たる天皇の尊嚴を冒瀆しあるは明かなるところでございまして、斯の如き条件の下に和平を行ふとせば内在于りては忠誠なる国民臣子の分として誠に忍び難く、遂には発するところ取捨すべからざる事態を惹起し、外に在りては決死敢闘以て悠久の大義に殉ずる無上の喜びとある外征数百万將兵の進むべき方途を失ひ、更に外敵の攻撃に依るのみならず、国家の内部的崩壊を來し遂に我國体の破滅、皇國の滅亡を招來すること申すも過言ならずと確信する次第であります。

以上申し上げましたところは政府も亦同一意見と存じますが、尚政府との間に充分なる意見の一致を求めまして御聖断を仰ぎ度いと存じます。

注： 外務省編「第二次世界大戦終戦史録」下巻より作表。

首相が各閣僚の腹藏なき開陳を求めたところ、再照会説三名に対して、十二名の閣僚が東郷外相の即時受諾説を支持した。されど全員一致とまではいかず、首相は最後に次のような所信でまとめた。

私は先方の回答に受諾しがたい条項もあるように思い背水の陣の決心をし

たが、露骨に申しますと昨日平沼枢府議長の話の伺い、再三再四説む中に米國は悪意で書いたものではない。國情は互にちがう思想もちがう、それで實質に於て天皇につき変更するにあらざることを感じ、文句の上につき異議をいうべきでない。辭句を直せといつても先方には分らないであろう。只、このうちにて心配されることは保障占領と武装解除である。然しまさか大阪の陣の如く先ず外濠を埋めて後、又次の陣というような事はないと思うが受諾の時にこの点は注意すべきである。この点悪意がなければ問題ないが、占領の仕方が悪らつなければ或は又戦にならぬと限られない。これは双方共に避けべく注意を要する。最後に問題は國体護持の上より危険を感じているが、さればとて今どこまでも戦争を継続するかといえ、畏れ多いが大御心はこの際和平停戦せよとの事である。もしこのまま戦えば背水の陣を張つても原子爆弾のできた今日、あまりにも手おくれである。それでは國体護持は絶対にできません。いかにも一縷の望はあるかも知れませぬ。死中に活もある。全く絶望ではなからうが、國体護持の上から見てそれはあまりにも危険なりといわねばならぬ。万民のために赤子をいたわる広大ななる思召を拝察しなればならぬ。

臣下の忠誠を致す側より見れば、戦抜くという事も考えられるが、自分達の心持だけ満足できても日本の國はどうなるか誠に危険千万である。かかる危険をも御承知にて聖断を下されたからは、我らはその下に御奉公する外に道なしと信ずる。従つて私はこの意味に於て本日閣議の有りのままを申し上げ重ねて御聖断を仰ぎ奉る所存であります。

片や、アメリカの新聞放送はしきりにわが國回答の遅延を責めており、十三日夕刻になると、ついに米軍飛行機は、十日の日本側申し入れと連合國回答文とを印刷した終戦勧告のピラを東京都下その他に散布した。このままでは、全國の將士が憤激し、大混乱が起こると判断した和平派要人は、相互に連携を取り合いながら天皇のご内意を得、八月十四日午前十時五十分頃、前例なき「お召しによる御前會議」の開催に漕ぎ着けた。事態の切迫は全員承知していたから、各自のこれまで持論が手短かに披露された後、直ちに天皇の御詔が下され(表3)、わが國の運命が決した。

御詔が終わると、全員すすり泣く声、しゃくりあげる声ばかりであった。時は八月十四日正午を告げていた。午後一時から閣議が開かれ、閣議決定書の署名が終わると、すぐさま終戦に関する詔書の審議が始まった。審議の詳細は、稿を改

表3 第2回目の天皇の御聖断

反対論の意見はそれぞれよく聞いたが、私の考えはこの前申したことに変りはない。私は世界の現状と国内の事情とを十分検討した結果、これ以上戦争を続けることは無理だと考える。

国体問題についていろいろ疑義があるとのことであるが、私はこの回答文の文章を通じて、先方は相当好意を持っているものと解釈する。先方の態度に一抹の不安があるというのも一応はもつとだが、私はそう疑いたくない。要は我が国民全体の信念と覚悟の問題であると思うから、この際先方の申入れ受諾してよろしいと考える。どうか皆もそう考えて貰いたい。

さらに陸海軍の将兵にとって武装の解除なり保障占領というようなことはまことに堪え難いことで、その心持は私にはよくわかる。しかし自分はいかにならうとも、万民の生命を助けた。この上戦争を続けては結局我が国がまったく焦土となり、万民にこれ以上苦悩を蓄めさせることは私としてじつに忍び難い。祖宗の靈にお応えできない。和平の手段によるとしても、素より先方の遣り方に全幅の信頼を置き難いのは当然であるが、日本がまったく無くなるという結果にくらべて、少しでも種子が残りますればさらにまた復興という光明も考えられる。

私は明治大帝が涙をのんで思いきられたる三国干渉当時の御苦衷をしのび、この際耐え難きを堪え、忍び難きを忍び、一致協力将来の回復に立ち直りたいと思う。今日まで戦争に在って陣没し、或は殉戦して非命に斃れた者、またその遺族を思うときは悲嘆に堪えぬ次第である。また戦傷を負い戦災をこうむり、家業を失いたる者の生活に至りては私の深く心配する所である。この際私としてなすべきことがあれば何でもいとわれない。国民に呼びかけることがよければ私はいつでもマイクの前にも立つ。一般国民には今までも何も知らせずいたのであるから、突然この決定を聞く場合動揺も甚しからう。陸海將兵にはさらに動揺も大きいであらう。この気持をなだめることは相当困難なことであらうが、どうか私の心持をよく理解して陸海軍大臣は共に努力し、よく治まるようにして貰いたい。必要あらば自分が親しく説き諭してもかまわない。この際詔書を出す必要もあらうから、政府はさっそくその起案をしてもらいたい。

注： 下村海南『終戦秘史』より作表。

めて検討することにする。午後十一時、公布手続きが完了し、ポツダム宣言の受諾に関する詔書発布と同時に、スイス及びスウェーデンに向けて、同旨が發せられた。最終的にわが国政府は、連合国側の回答文から「国体護持は可能である」との希望的解釈を引き出し、終戦に踏み切ったのである。官中においては、間もなく十一時二十分頃より、石渡官相、藤田侍從長、下村情報局長兼裁待立の上、詔書の玉音放送の録音が行われた。

さて、ここで注目すべきは、御聖断のあつた直後に（八月十四日午後二時四十分）、梅津参謀総長が主導となり、陸相、参謀総長、土肥原教育総監、杉山第一総軍司令官、畑第二総軍司令官、河辺航空総軍司令官の陸軍首脳部が、陸軍の方針として「皇軍は飽迄御聖断に従ひ行動す」ことを申し合わせ、それに署名していることである。当時なお陸軍は、降伏に絶対反対の空気が支配的であつたから、彼ら軍首脳部は、部内強硬中堅將校等のクーデターをも辞さぬという気運を察知しており、これを如何に統御するかに苦慮していたものと思料される。これによつて、十四日夜半から十五日未明にかけて起こつた陸軍中堅將校を首謀者とするクーデター計画は、大事に至らずに済んだ（八・一五事件）。ちなみに、クーデター計画の概要は次のようなものであつた。

- ① 日本の希望する条件（先の陸相案）を連合国側が容認するまで、交渉を継続するよう御裁可を仰ぐを目的とする。
- ② 使用兵力は近衛第一師団及び東部軍管区の諸部隊を予定する。
- ③ 東京都を戒厳令下におき、要人を保護し、陛下を擁して聖慮の変更を奏請する。
- ④ 陸軍大臣、参謀総長、東部軍管区司令官、近衛第一師団長の全員同意を前提とする。

思うに、クーデター首謀者たちは、徹底した焦土抗戦をもくろんだのではない。彼らは陸軍省の部局中、最も枢要な軍務局に勤めていたので、日本の国力や戦力の実態については、他の誰よりも熟知していた。それでも彼らを突き動かしたものは、「天皇裕仁はああ仰せられても、私どもはそれでは天皇制は滅ぶと考へた。それで一時天皇裕仁の意図に反しても、皇祖皇宗以来うちたてられた国体の本義を守ることに、大きな意味では本當の忠節と考へた」、「もしお上が終戦せよと仰せられた場合は、われわれはたとえ逆賊の汚名をきても、大きな忠義のため、飽くまで戦争を継続せねばならぬ」、「陛下おんみずから、御自分のお考へで、終戦を決定されたとしても、それが誤つたお考へであれば、臣下はそれを正してやる



責任がある筈です」とする、異様なまでの国体（天皇制）論信奉だったのであるまいか。そのことに気づいていたであろう阿南陸相は、「自分は陸軍の意志を代表して随分強硬な意見を述べ、総理をお助けするつもりが反って種々意見の対立を招き、閣僚として甚だ至らなかつたことを、深く陳謝します」と、鈴木首相に最後の別れを告げると、十五日朝まだき自刃した。

十五日正午、天皇の録音放送は予定通り無事行われ、全国津々浦々に「朕深く世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク 朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ……爾臣民其レ克ク朕力意ヲ体セヨ」と、独特な語調が響き渡った。地方によっては雑音が多くて聞き取れないところはあったが、終戦の詔勅であることはわかり、各人それぞれが、それぞれの立場に応じて無量の感慨に涙した。これを見届けて、午後三時二十分、鈴木内閣は総辞職した。

その間ワシントンにおいては、予想外の日本の早期降伏にとまどいながらも、初期対日占領方針を、「ポツダム宣言」の線に沿って修正する作業が急ぎ進められていた。一方、ソ連極東軍司令官ワシレフスキー元帥は、終戦の詔勅が発せられたわずか三時間後、北千島を占領するようカムチャツカ地区防衛司令官グネチコ大将に命令し、既成事実による勢力圏の拡大を急いだ。ひるがえって中国大陸では、国民政府と中共側との間に新たな戦後の勢力争いが始まり、これを巡って米ソ中の政治的駆け引きが展開されるようになった。その影響を蒙ってか、日本降伏の瞬間から解放を意識していた朝鮮半島の人々は、期待に反して軍政下の被支配者として遇され、国家分断の憂き目を見ることになった。

### 三、結 論

以上、「ポツダム宣言」の受諾経緯を振り返りながら、主として日米双方首脳部の、政策変更を醸し出すに至った政治的・軍事的判断の一端を辿ってきたが、これによって次のことが明らかになった。

① 本シリーズですで見えてきたように、わが国首脳部は一様に、早くから和平の時機を見計らっていた。和平派と徹底抗戦派のスタンスの違いは、単に方法論の違いでしかなく、両派は国体護持の観点から背後で強く結び合っており、ために和平論議は一進一退を繰り返した。すなわち、和平派が用意して

いた天皇の御聖断による終戦シナリオは、徹底抗戦派への配慮から発動の時機を見出せないでおり、同様に徹底抗戦派を代表する陸軍もまた、早い時点でソ連参戦の可能性をほぼ正確に察知していながらも、対ソ交渉を支持あるいは容認せざるを得なかつたのである。

② しかるに、原爆投下とソ連の参戦により、国家滅亡の危機が迫り来るにつれて、徹底抗戦派は天皇の支持を失い守勢に追い込まれた。かかる折りに、岡本公使より国体護持は可能であるとする情報が寄せられ、即時受諾説を唱える和平派が俄然優位に立った。この間、わが国では国民の生命でさえ国体護持のための防波堤と考えられており、政府の早期終戦もその手段と位置づけられたことにより、両派の合意が成立したと言っては過言であろうか。

③ 対して米首脳部は、来るべき戦後国際政治の舞台を念頭に描きながら、連合国並びに米国内の世論を天秤にかけ、無条件降伏方式の妥結点を模索し続けていた。彼らにとって「バーンス回答文」は、まさに最高の出来映えであり、米側外交の勝利と言うべきものであった。ただし、これによって対日占領政策は、偏に米国の意向に大きく左右され、換言すれば新興勢力（ソ連及び中共）を封じ込めるために、戦後日本は必然的に米傘下に抱き込まれる運命に晒されることになったのである。

### 注

- (1) 荒井信一「日本の敗戦」、岩波書店、一九八八年、五〇一―五二頁。
- (2) 五百旗頭真「米国の日本占領政策」下巻、中央公論社、一九八五年、二一〇頁。出典は、DACFE Minutes, No.213, July 27, 1945, RG59, NA.
- (3) 同前、一三三―一三三頁。SCR 149, Meeting of Secretary's Staff Committee, July 27, 1945, RG 59, NA.
- (4) 外務省編「第二次世界大戦終戦史録」中巻、山手書房新社、一九九〇年、六五九―六七九頁を参照。
- (5) 高木惣吉「高木海軍少将覚え書」、毎日新聞社、一九七九年、二四五頁。
- (6) 前掲「第二次世界大戦終戦史録」中巻、六九二頁。
- (7) 同前、六九〇―六九二頁。他に、下村海南「終戦記」、鎌倉文庫、一九四八年、八七頁を参照。

- (8) 昭和20年7月28日付「朝日新聞」。
- (9) 前掲「第二次世界大戦終戦史録」中巻、六九六頁。
- (10) 昭和20年7月28日付「讀賣新聞」、及び同年7月29日付「大阪朝日新聞」を参照。
- (11) 前掲「第二次世界大戦終戦史録」中巻、七一―七二三頁を参照。
- (12) 同前、七〇七―七〇八頁。
- (13) 同前、七〇八―七〇九頁。
- (14) 同前、七一〇頁を参照。
- (15) 同前、七三―七四頁。
- (16) 林三郎「太平洋戦争陸戦概史」、岩波書店、一九五一年、二六一―二六四頁を参照。他に、前掲「終戦記」、九七頁を参照。
- (17) 昭和20年8月8日付「朝日新聞」、同年8月9日付「大阪朝日新聞」等を参照。
- (18) 前掲「第二次世界大戦終戦史録」中巻、七二九頁。
- (19) 昭和20年8月10日付「朝日新聞」。
- (20) 迫水久常「機関銃下の首相官邸」、恒文社、一九六四年、二四六頁及び二五五頁を参照。他に、矢部貞治「近衛文麿」下巻、弘文堂、一九五二年、五六七頁。
- (21) 前掲「第二次世界大戦終戦史録」中巻、七六七―七七二頁を参照。
- (22) 前掲「終戦記」、一一六頁及び一二二頁を参照。
- (23) 前掲「第二次世界大戦終戦史録」中巻、七九八―七九九頁。
- (24) 同前、八一頁。
- (25) 同前、八一―八二頁。
- (26) 同前、八二―八三頁。
- (27) 同前、八二―八三頁。
- (28) 下村海南「終戦秘史」、大日本雄弁会講談社、一九五〇年、九五頁。
- (29) 個々の事例については、家永三郎・小田切秀雄・鶴見俊輔監修「戦争と平和」市民の記録「第一」第一巻、日本図書センター、一九九二年、に詳しく掲載されているので、参照するとよい。
- (30) 外務省編「第二次世界大戦終戦史録」下巻、山手書房新社、一九九〇年、八三―八三九頁を参照。
- (31) 東久邇宮稔彦「私の記録」、東方書房、一九四七年、一〇二頁。
- (32) 前掲「第二次世界大戦終戦史録」下巻、八四〇頁。
- (33) *Stimson Diary, August 10, 1945*, *Stimson Papers*, Yale University Library.
- (34) *James F. Byrnes, Speaking Frankly*, New York, 1947, p. 209. *Harry S. Truman, Memoirs by Harry S. Truman: Year of Decision*, New York, 1955, p. 428.
- (35) 萩原徹「大戦の解剖」、讀賣新聞社、一九五〇年、二六八頁を参照。
- (36) 前掲「第二次世界大戦終戦史録」下巻、八五五―八五七頁。
- (37) 同前、八八〇―八八一頁。
- (38) 前掲「私の記録」、一〇四頁を参照。
- (39) 前掲「第二次世界大戦終戦史録」下巻、八八三―八八四頁。
- (40) 同前、九〇三頁。
- (41) 前掲「終戦記」、一三八―一四五頁を参照。
- (42) 前掲「終戦秘史」、一一三頁。
- (43) 前掲「第二次世界大戦終戦史録」下巻、九〇七頁。
- (44) 同前、九三四―九三五頁を参照。
- (45) 同前、九五三―九五六頁。
- (46) 同前、九六九―九七〇頁を参照。
- (47) 同前、九七五頁。
- (48) 同前、一〇〇三―一〇〇四頁。
- (49) 同前、九八九頁。
- (50) 「戦後日本教育史料集成」編集委員会編「戦後日本教育史料集成」第一巻、三一書房、一九八二年、二六一―二七頁。
- (51) このことについては、色々な手記があるが、例えば中村正吾「永田町一番地」(ニューズ社、一九四六年)は、「戦争終結をよるこ涙ではない。敗戦の事実を悲しむ涙でもない。余りにも大きな日本の転換に遭遇した感動が涙を誘った」と記している。
- (52) 竹前栄治「GHQ」、岩波書店、一九八三年、二七頁。
- (53) 山極晃「敗戦」、藤原彰・今井清一編「十五年戦争史」、青木書店、一九八九年、二六〇―二七二頁を参照。
- (54) 前掲「太平洋戦争陸戦概史」、二七三―二七四頁を参照。  
(平成九年九月十六日受理)  
(宇部工業高等学校社会教室)